

使用開始日 2026年2月26日

## 投資信託説明書(交付目論見書)

7761-①



### UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド(毎月分配型)

追加型投信／海外／資産複合



- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。

【委託会社】(ファンドの運用の指図を行う者)

**UBSアセット・マネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

＜照会先＞

ホームページアドレス : <https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号: 03-5293-3700(営業日の9:00～17:00)

【受託会社】(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

**三井住友信託銀行株式会社**

# 商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                                            |              |        |           |       |
|---------|--------|-------------------|-------------------------------------------------|--------------|--------|-----------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                                          | 決算頻度         | 投資対象地域 | 投資形態      | 為替ヘッジ |
| 追加型     | 海外     | 資産複合              | その他資産<br>(投資信託証券<br>(資産複合(株式・債券)<br>(資産配分固定型))) | 年12回<br>(毎月) | エマージング | ファミリーファンド | なし    |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

## ◎委託会社の情報

設立／1996年4月1日(ユービーエス投資顧問株式会社設立)  
資本金／22億円(2025年11月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額／4,634億円(2025年11月末現在)

- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- ・当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

「UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド(毎月分配型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年2月25日に関東財務局長に提出しており、2026年2月26日にその届出の効力が生じております。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

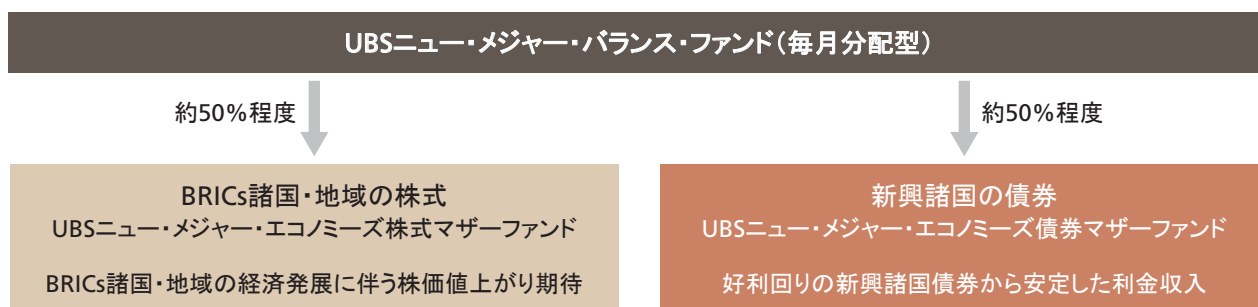
「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」および「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」(以下、総称して「マザーファンド」ということがあります。)の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標とします。

## ファンドの特色

**1** 主としてBRICs諸国・地域(ブラジル、ロシア・東欧、インド、中華圏)の株式(ADRおよびGDRを含みます。)へ約50%程度、新興諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業等の発行する米ドル建ておよび現地通貨建て債券へ約50%程度、投資します。

(\*) 株式の投資対象地域の東欧とは、チェコ、ハンガリー、ポーランドを、中華圏とは中国、香港および台湾を指します。

(\*) 投資対象とする新興諸国の債券は原則BB-格以上とします。



・ 上記投資対象への投資は、マザーファンド受益証券を通じて行います。なお、株式および債券等へ直接投資することがあります。

・ 市場のバリュエーションが極端に割高となった場合や、カントリー・リスクが発生した場合などには、一時的にファンド資産の大部分を流動資産(\*)に投資することがあります。

(\*) 流動資産とは、米国短期国債など、優良な発行体により発行された満期12カ月未満の短期金融商品、債券、預金などをいいます。

### ■BRICsとは？

ブラジル(Brazil)、ロシア(Russia)、インド(India)、中国(China)の頭文字をとった4カ国の総称です。2060年には、中国が世界第1位の経済大国となり、世界のGDP(国内総生産)の半分近くをBRICs 4カ国が占めることになると予測されています。(OECD予測、2014年5月発表)

### ■新興諸国とは？

新興諸国とは、一般的に「エマージング・カントリー」と呼ばれ、先進諸国と比較して経済が発展途上の段階にある国々を指します。一般に、今後の経済成長の可能性が高いと考えられています。新興諸国の多くは、市場開放、海外資本の導入、国営企業の民営化などの経済改革に取組み、海外からの投資先としての魅力を高めています。

**2** 外貨建資産につきましては、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

### 3 UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

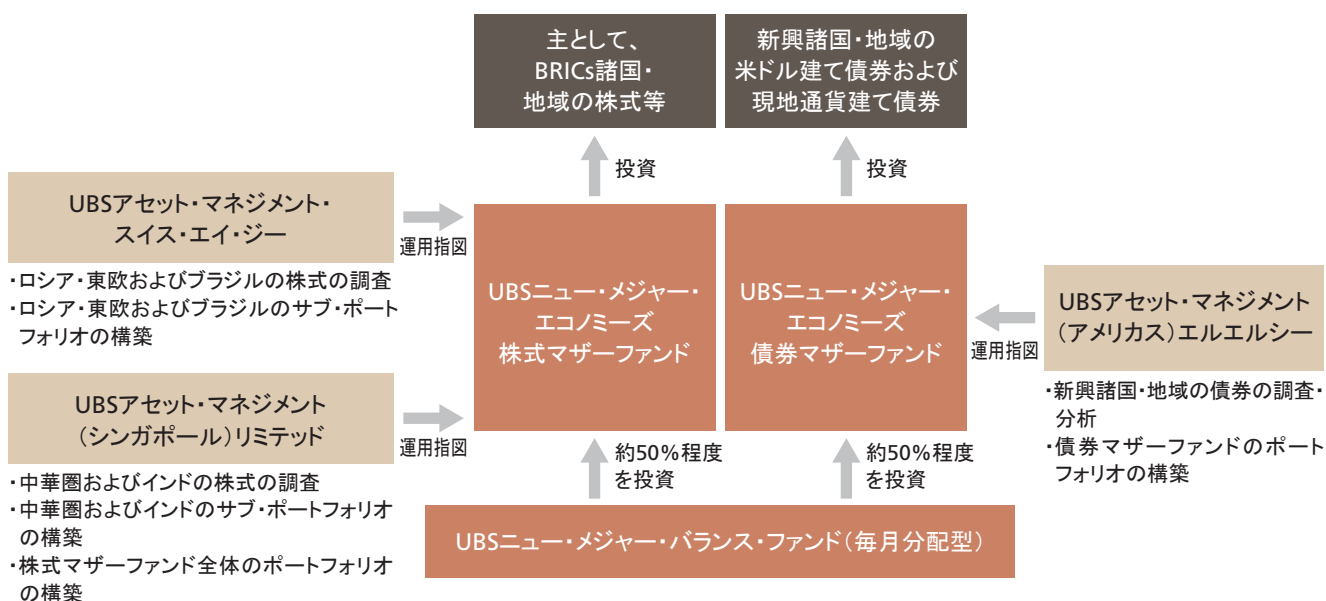
- ・委託会社は、マザーファンドの運用指図に関する権限を次の通り委託します。

「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」の運用指図に関する権限の委託先

- 名 称 : UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド  
UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー
- 委託の内容 : 有価証券等および通貨の運用

「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」の運用指図に関する権限の委託先

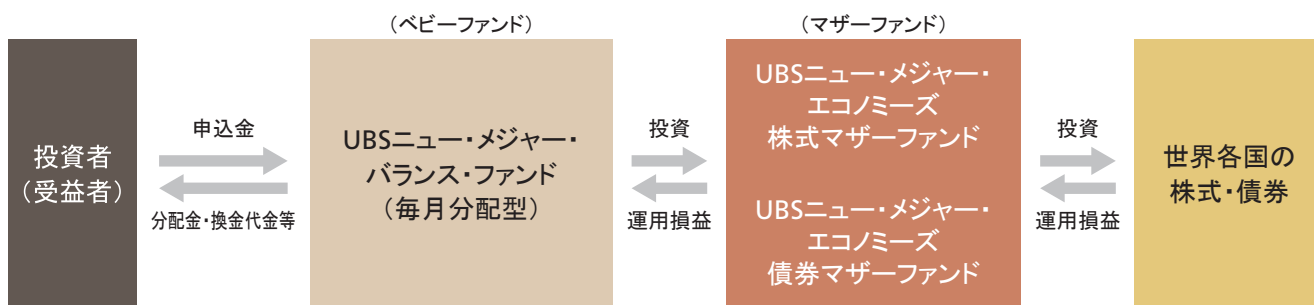
- 名 称 : UBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシー
- 委託の内容 : 有価証券等および通貨の運用



### ◎ ファンドの仕組み

[ファミリーファンド方式について]

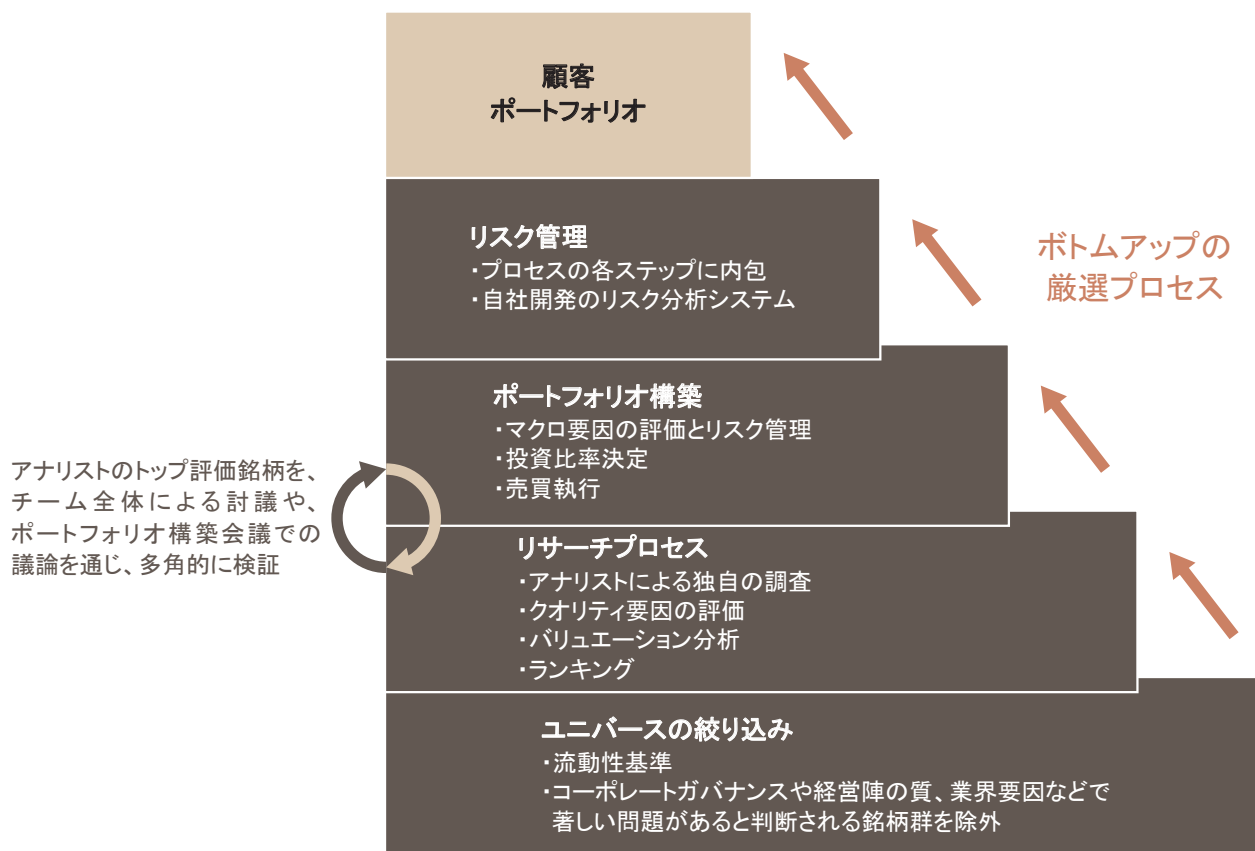
当ファンドは「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」および「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



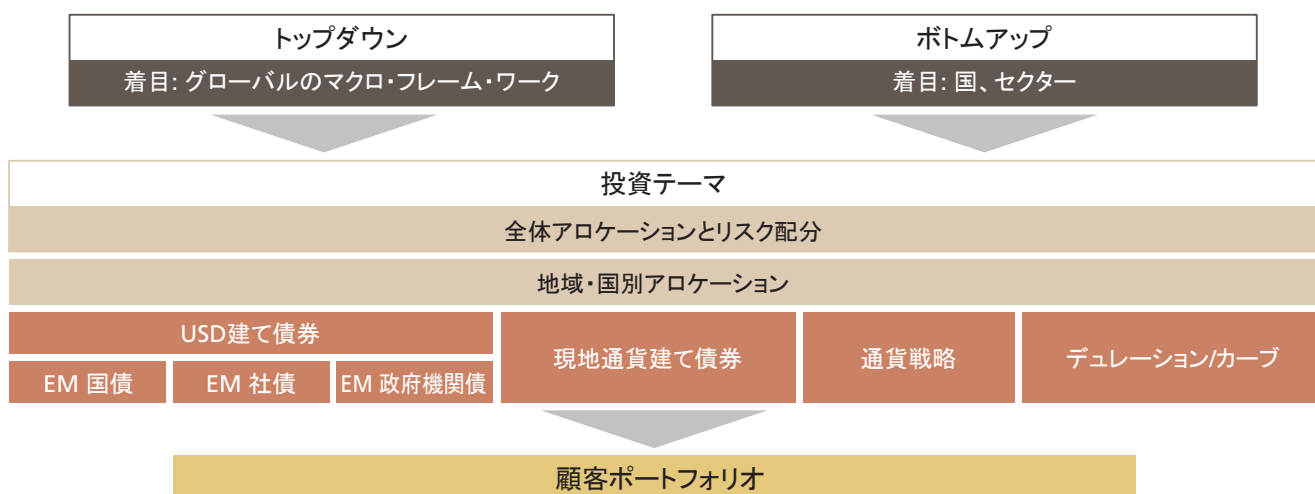
資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ◎ 運用プロセス図

### <株式>



### <債券>



2025年11月末現在

## ◎ 主な投資制限

|                                                                   |                                        |
|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 株式への実質投資割合                                                        | 信託財産の純資産総額の70%未満とします。                  |
| 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合                                         | 信託財産の純資産総額の20%以内とします。                  |
| 同一銘柄の株式への実質投資割合                                                   | 信託財産の純資産総額の10%以内とします。                  |
| 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合                                    | 信託財産の純資産総額の10%以内とします。                  |
| 外貨建資産への実質投資割合                                                     | 制限を設けません。                              |
| 投資信託証券への実質投資割合                                                    | 信託財産の純資産総額の5%以下とします。                   |
| 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合                                                | 信託財産の純資産総額の10%以内とします。                  |
| 一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率 | 原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。 |

## ◎ 分配方針

毎月決算（原則として毎月25日、休業日の場合は翌営業日）を行い、主に利子・配当収益を分配原資として収益分配を行います。また、四半期ごと（2月、5月、8月、11月の決算時）に、売買益（評価益を含みます。）を分配原資として、毎月の分配金に上乗せの収益分配を行うことを目指します。

・ 分配対象額が少額の場合等には、上記の収益分配を行わないことがあります。

[収益分配イメージ]

|        | 1月  | 2月  | 3月  | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 毎月分配   | 分配金 | 分配金 | 分配金 | 分配金 | 分配金 | 分配金 | 分配金 | 分配金 | 分配金 | 分配金 | 分配金 | 分配金 |
|        |     | +   |     |     | +   |     |     | +   |     |     | +   |     |
| 上乗せの分配 |     | 分配金 |     |     | 分配金 |     |     | 分配金 |     |     | 分配金 |     |

・ 2月、5月、8月、11月の決算時には上乗せの分配を目指しますが、株式・債券の価格の下落等により基準価額が下落した場合等には、上乗せの分配を行わない場合があります。

※上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

## 収益分配金に関する留意事項

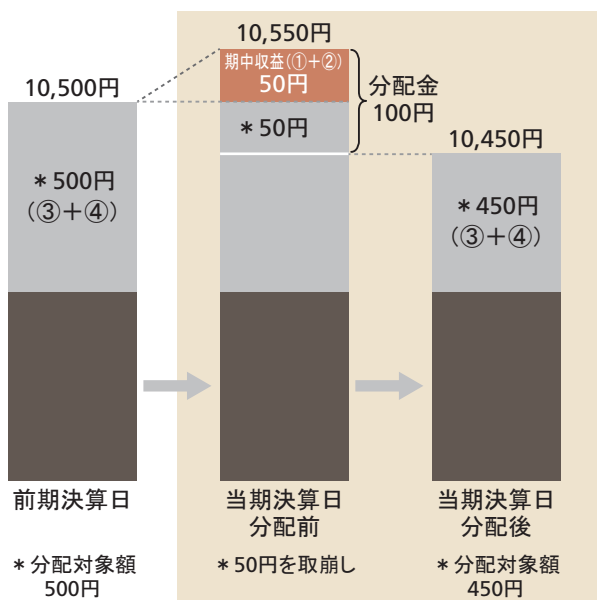
◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



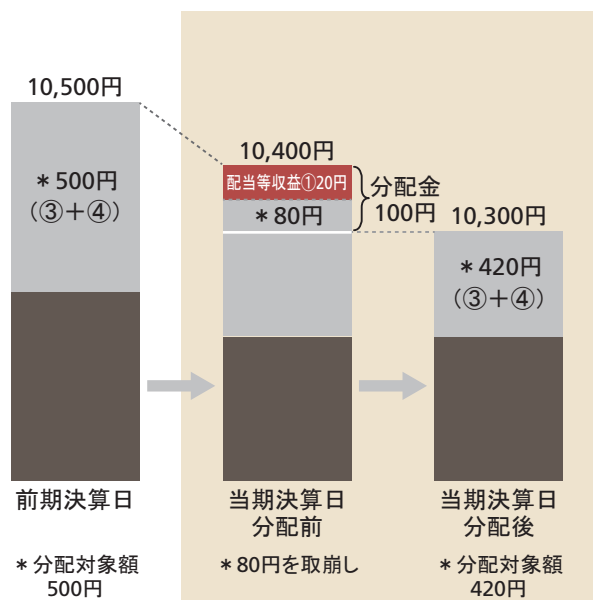
◎分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】

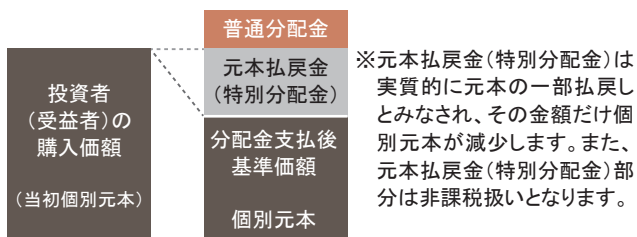


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

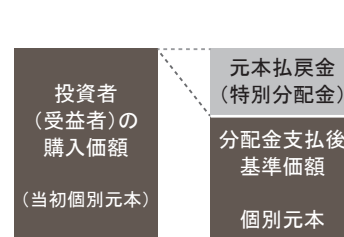
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次のとおりです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

### ■ 主なリスク

#### ・株式投資の価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動しますので、短期的または長期的に大きく下落することがあり、株価の下落は基準価額が下落する要因となります。

#### ・公社債投資の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

#### ・カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。なお、当ファンドが実質的に投資を行う新興諸国・地域には、一般的に先進国と比較して、「政治・経済および社会情勢等の変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「資産の移転に関する規制等が導入される可能性が高いこと」、「企業等の開示に関する正確な情報確保が難しいこと」などのリスクおよび留意点があります。

#### ・為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。

#### ・解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当額の解約申込があった場合には、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

## その他の留意点

### 【クーリング・オフ】

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### 【分配金に関する留意点】

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかつた場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

### 【流動性リスクに関する留意点】

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

## リスク管理体制

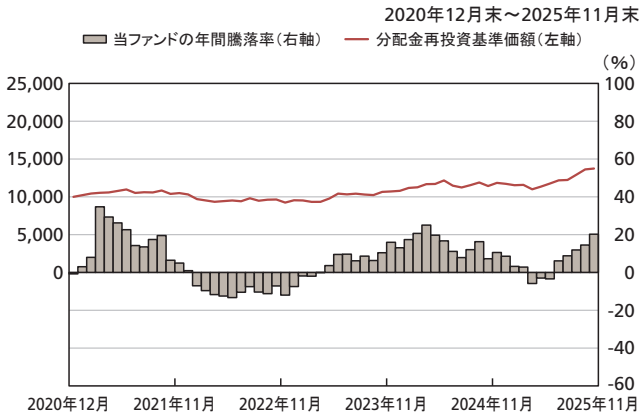
---

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

(参考情報)

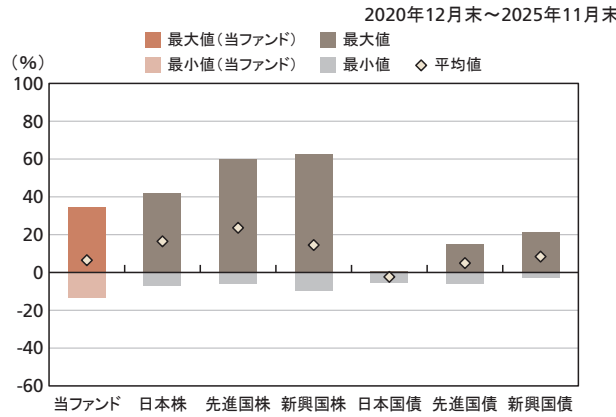
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年12月末を10,000として指数化しております。  
\* 年間騰落率は、2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



|     | 当ファンド  | 日本株   | 先進国株  | 新興国株  | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最大値 | 34.7   | 42.1  | 59.8  | 62.7  | 0.6   | 15.3  | 21.5  |
| 最小値 | △ 13.3 | △ 7.1 | △ 5.8 | △ 9.7 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 2.7 |
| 平均値 | 6.5    | 16.5  | 23.6  | 14.5  | △ 2.3 | 4.9   | 8.4   |

\* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\* 2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

■各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

# 運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移 (2025年11月28日現在)



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。  
 ※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。

## 分配の推移 (1万口当たり、税引前)

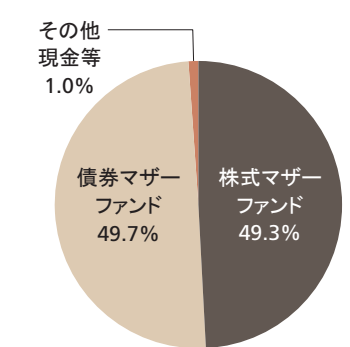
|          |        |
|----------|--------|
| 2025年7月  | 20円    |
| 2025年8月  | 20円    |
| 2025年9月  | 20円    |
| 2025年10月 | 20円    |
| 2025年11月 | 20円    |
| 直近1年間累計  | 240円   |
| 設定来累計    | 9,670円 |

## 主要な資産の状況 (2025年11月28日現在)

### UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド[組入上位10銘柄]

| 銘柄名                             | 国名   | 業種               | 構成比  |
|---------------------------------|------|------------------|------|
| 1 TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC  | 台湾   | 半導体・半導体製造装置      | 9.3% |
| 2 ALIBABA GROUP HOLDING LTD     | ケイマン | 一般消費財・サービス流通・小売り | 6.9% |
| 3 TENCENT HOLDINGS LTD          | ケイマン | メディア・娯楽          | 6.9% |
| 4 HDFC BANK LIMITED             | インド  | 銀行               | 5.3% |
| 5 RELIANCE INDUSTRIES LIMITED   | インド  | エネルギー            | 4.7% |
| 6 MEDIATEK INC                  | 台湾   | 半導体・半導体製造装置      | 4.4% |
| 7 PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR  | ブラジル | エネルギー            | 4.3% |
| 8 EICHER MOTORS LTD             | インド  | 自動車・自動車部品        | 4.0% |
| 9 AXIS BANK LTD                 | インド  | 銀行               | 4.0% |
| 10 CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A | 中国   | 資本財              | 3.7% |

### 各マザーファンドへの投資割合

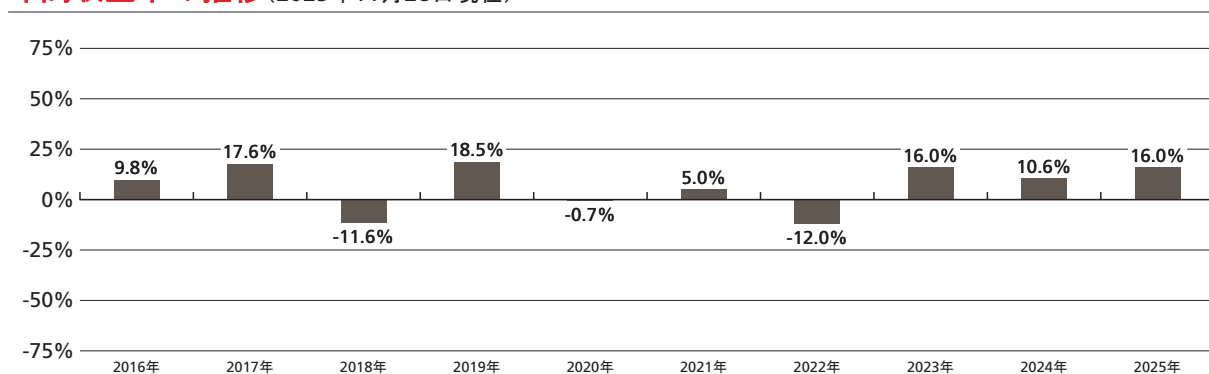


### UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド[組入上位10銘柄]

| 銘柄名                       | 国名      | 種別   | 利率      | 償還日        | 構成比  |
|---------------------------|---------|------|---------|------------|------|
| 1 PETROLEOS MEXICA 6.7%   | メキシコ    | 特殊債券 | 6.700%  | 2032/2/16  | 2.4% |
| 2 CHINA GOVT BOND 3.02%   | 中国      | 国債証券 | 3.020%  | 2031/5/27  | 2.2% |
| 3 GACI FIRST INVST 4.875% | ケイマン    | 社債券  | 4.875%  | 2035/2/14  | 2.2% |
| 4 TURKIYE REP OF 5.875%   | トルコ     | 国債証券 | 5.875%  | 2031/6/26  | 2.2% |
| 5 MEXICAN BONOS 7.75%     | メキシコ    | 国債証券 | 7.750%  | 2034/11/23 | 1.5% |
| 6 INDIA GOVT BOND 7.18%   | インド     | 国債証券 | 7.180%  | 2033/8/14  | 1.5% |
| 7 THAILAND GOVT 4.875%    | タイ      | 国債証券 | 4.875%  | 2029/6/22  | 1.4% |
| 8 DAE FUNDING LLC 3.375%  | アメリカ    | 社債券  | 3.375%  | 2028/3/20  | 1.4% |
| 9 EAGLE LUXCO 5.5%        | ルクセンブルク | 社債券  | 5.500%  | 2030/8/17  | 1.4% |
| 10 BRAZIL NTN-F 10%       | ブラジル    | 国債証券 | 10.000% | 2033/1/1   | 1.4% |

※構成比は、各マザーファンドの純資産総額に占める割合。  
 ※「国名」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されるため、当ファンドの収益の源泉となる国とは一致しない場合があります。

## 年間収益率の推移 (2025年11月28日現在)



※2025年は年初から11月末までの騰落率。  
 ※税引前分配金を再投資したものととして算出。  
 ※ファンドにはベンチマークはありません。

# 手続・手数料等

## お申込メモ

|                     |                                                                                                                                     |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                | 1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位                                                                                                   |
| 購入価額                | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額<br>(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)                                                                                     |
| 購入代金                | 販売会社の定める期日までにお支払いください。                                                                                                              |
| 換金単位                | 1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位                                                                                                   |
| 換金価額                | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                   |
| 換金代金                | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。                                                                                              |
| 申込締切時間              | 原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。                                                |
| 購入の申込期間             | 2026年2月26日から2026年8月25日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。                                                                 |
| 換金制限                | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。                                                                                            |
| 購入・換金不可日            | ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、スイス取引所もしくはシンガポール証券取引所またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、チューリッヒの銀行もしくはシンガポールの銀行の休業日と同日の場合には、購入・換金の申込みの受付けは行いません。             |
| 購入・換金申込受付の中止および取り消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた購入・換金の申込みを取消すことがあります。                                      |
| 信託期間                | 無期限(2005年11月25日設定)                                                                                                                  |
| 繰上償還                | 純資産総額が50億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約(償還)することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、ファンドが繰上償還となることがあります。                                  |
| 決算日                 | 原則として毎月25日(休業日の場合は翌営業日)です。                                                                                                          |
| 収益分配                | 毎月(年12回)の毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)                                                                                            |
| 信託金の限度額             | 1兆円を上限とします。                                                                                                                         |
| 公告                  | 日本経済新聞に掲載します。                                                                                                                       |
| 運用報告書               | 毎年5月および11月の決算時ならびに償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。                                                                        |
| 課税関係                | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 |

## ファンドの費用・税金

### [ファンドの費用]

- ・ 投資者が直接的に負担する費用

| 時期  | 項目      | 費用                                                                                                                                                   |
|-----|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時 | 購入時手数料  | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 <b>3.3% (税抜3.0%) 以内</b> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。<br>※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。 |
| 換金時 | 信託財産留保額 | ありません。                                                                                                                                               |

- ・ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 時期                                                 | 項目                                                                   | 費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                 |       |       |      |            |       |       |       |                         |       |       |       |                           |       |       |       |              |       |       |       |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------|-------|------|------------|-------|-------|-------|-------------------------|-------|-------|-------|---------------------------|-------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
| 保有時                                                | 運用管理費用<br>(信託報酬)                                                     | 日々の純資産総額に対して <b>年率1.936%(税抜年率1.76%)</b> を乗じて得た額とします。<br>(運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率)<br>配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                 |       |       |      |            |       |       |       |                         |       |       |       |                           |       |       |       |              |       |       |       |
|                                                    |                                                                      | <table><tr><th>純資産総額</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>500億円未満の場合</td><td>0.85%</td><td>0.85%</td><td>0.06%</td></tr><tr><td>500億円以上<br/>1,000億円未満の場合</td><td>0.83%</td><td>0.87%</td><td>0.06%</td></tr><tr><td>1,000億円以上<br/>2,000億円未満の場合</td><td>0.81%</td><td>0.90%</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>2,000億円以上の場合</td><td>0.80%</td><td>0.92%</td><td>0.04%</td></tr></table> | 純資産総額                                           | 委託会社  | 販売会社  | 受託会社 | 500億円未満の場合 | 0.85% | 0.85% | 0.06% | 500億円以上<br>1,000億円未満の場合 | 0.83% | 0.87% | 0.06% | 1,000億円以上<br>2,000億円未満の場合 | 0.81% | 0.90% | 0.05% | 2,000億円以上の場合 | 0.80% | 0.92% | 0.04% |
|                                                    |                                                                      | 純資産総額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 委託会社                                            | 販売会社  | 受託会社  |      |            |       |       |       |                         |       |       |       |                           |       |       |       |              |       |       |       |
|                                                    |                                                                      | 500億円未満の場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 0.85%                                           | 0.85% | 0.06% |      |            |       |       |       |                         |       |       |       |                           |       |       |       |              |       |       |       |
|                                                    |                                                                      | 500億円以上<br>1,000億円未満の場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 0.83%                                           | 0.87% | 0.06% |      |            |       |       |       |                         |       |       |       |                           |       |       |       |              |       |       |       |
|                                                    |                                                                      | 1,000億円以上<br>2,000億円未満の場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 0.81%                                           | 0.90% | 0.05% |      |            |       |       |       |                         |       |       |       |                           |       |       |       |              |       |       |       |
|                                                    |                                                                      | 2,000億円以上の場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 0.80%                                           | 0.92% | 0.04% |      |            |       |       |       |                         |       |       |       |                           |       |       |       |              |       |       |       |
|                                                    |                                                                      | <役務の内容>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                 |       |       |      |            |       |       |       |                         |       |       |       |                           |       |       |       |              |       |       |       |
|                                                    |                                                                      | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 委託した資金の運用の対価                                    |       |       |      |            |       |       |       |                         |       |       |       |                           |       |       |       |              |       |       |       |
|                                                    |                                                                      | 販売会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 |       |       |      |            |       |       |       |                         |       |       |       |                           |       |       |       |              |       |       |       |
|                                                    |                                                                      | 受託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 運用財産の管理、運用指図実行等の対価                              |       |       |      |            |       |       |       |                         |       |       |       |                           |       |       |       |              |       |       |       |
|                                                    |                                                                      | マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。<br>※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                 |       |       |      |            |       |       |       |                         |       |       |       |                           |       |       |       |              |       |       |       |
| その他の費用・手数料                                         | 諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                 |       |       |      |            |       |       |       |                         |       |       |       |                           |       |       |       |              |       |       |       |
|                                                    | 監査費用                                                                 | 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                 |       |       |      |            |       |       |       |                         |       |       |       |                           |       |       |       |              |       |       |       |
|                                                    | 印刷費用等                                                                | 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                 |       |       |      |            |       |       |       |                         |       |       |       |                           |       |       |       |              |       |       |       |
|                                                    | 実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                 |       |       |      |            |       |       |       |                         |       |       |       |                           |       |       |       |              |       |       |       |
|                                                    | 売買委託手数料                                                              | 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                 |       |       |      |            |       |       |       |                         |       |       |       |                           |       |       |       |              |       |       |       |
|                                                    | 保管費用                                                                 | 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                 |       |       |      |            |       |       |       |                         |       |       |       |                           |       |       |       |              |       |       |       |
| ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。 |                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                 |       |       |      |            |       |       |       |                         |       |       |       |                           |       |       |       |              |       |       |       |

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

## 【税金】

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期                | 項目        | 税金                                            |
|-------------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 分配時               | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および<br>償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※上記は、2025年11月末現在のものです。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## (参考情報)ファンドの総経費率

対象期間: 2025年5月27日～2025年11月25日

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 2.19%     | 1.95%      | 0.24%     |

(注1) 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

(注2) 上記の費用には、マザーファンドが支払った費用を含みます。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

# 追加的記載事項

## ＜ロシア銘柄への投資について＞

2022年2月終盤に始まったウクライナへの軍事侵攻後、ロシアに対して西側諸国を中心に経済制裁が発動・強化されています。

こうした環境の下：

【ロシア株式市場】においては、ロシア国外の投資家による株式の売却が禁止されているほか、米国や英国等に上場するロシア銘柄についてもその大半で取引停止の状態が続くなど、総じて正常な取引ができない状態が続いています。

【ロシア債券市場】においては、決済機構やSWIFTからの除外等の規制により取引後の受渡が行えない状況となっていることから、ロシア国外の投資家におけるロシア国債の流動性が極端に低下しており、取引が困難な状況が継続しています。

ウクライナ情勢の不透明感は極めて強く、今後の展開を見通すことは依然として困難な状況です。保有するロシア銘柄については、市場における取引再開等の動向を注視しつつ、最も有利な選択肢を追求するなど適切な対応をしていく方針としております。

